

入 札 説 明 書

鳥取大学（三浦）工学部H棟改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 令和7年6月16日

2 発注者

国立大学法人鳥取大学

学長 原田 省

3 工事概要

(1) 工 事 名 鳥取大学（三浦）工学部H棟改修工事

(2) 工事場所 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地（鳥取大学三浦団地構内）

(3) 工事内容 本工事は鳥取大学三浦団地構内において、工学部H棟（鉄筋コンクリート造、地上4階建て、建築面積668㎡、延面積2,625㎡）の改修工事及びエレベーターシャフト（鉄骨造、地上4階建て、建築面積21㎡、延面積84㎡）の新営工事を行うものである。

なお、関連する電気設備工事、機械設備工事については別途発注される予定である。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格（令和7・8年度）において、建築一式工事に係るA等級又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 下記6（3）の総合評価の評価項目に示す「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」の欠格に該当しないこと。

(5) 平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、施工面積が1棟1,300㎡以上の教育文化施設、福祉施設又は行政施設における新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

(6) 建設業法に基づき、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の

資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 一級建築士の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成22年度以降に上記（５）に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する監理技術者を配置できること。

⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（イ）～（チ）の要件を全て満たさなければならない。

（イ）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（ロ） 監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者、又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（ハ） 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（ニ） 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）。

（ホ） 特例監理技術者が兼務できる工事は三重大発注工事のうち、同一市町村の工事でなければならない。

（ヘ） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

（ト） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（チ） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（7） 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は鳥取大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく中国地区における指名停止を受けていないこと。

（8） 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

（9） 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

（イ） 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）

（ロ） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である

場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、以下の者である。
株式会社唯設計
- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から

③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ) については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の①及び②の要件に該当する者のうち、下記6（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

なお、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに提出された資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を15点とする。施工体制評価点は、下記6（3）の「企業の施工体制」の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。

② 「加算点」の算出方法は、評価項目について評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を、競争参加資格を有する全応札者にそれぞれ「加算点」として与えるものとする。

③ 価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

・評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

(3) 評価の基準

評価項目については、以下表のとおりとする。

評価項目、評価基準及び得点配分表（実績評価型）

評価項目	評価基準	評価点数
------	------	------

				配点	満点
①企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績＜平成２２年度以降に、完成・引渡し完了した同種工事を施工した実績＞	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事の実績あり	3	3
			その他の発注者による同種工事の実績あり	1	
			同種工事の実績なし	欠格	
		工事成績（工事成績相互利用登録発注機関）※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく令和５年度（過去２年度）以降に完成した工事成績の平均	83点以上	3	3
			78点以上83点未満	2	
			73点以上78点未満	1	
			73点未満（含実績なし）	0	
			各年度（過去2年度）の平均点が２年連続で65点未満	欠格	
		文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。		欠格	
		配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験＜平成２２年度以降に、元請として完成・引渡し完了した同種工事の施工に従事した経験＞	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり	3
	その他の発注者による同種工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり			1	
	同種工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり			0	
	同種工事の実績なし			欠格	
	工事成績（工事成績相互利用登録発注機関）※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく令和３年度（過去４年度）以降に完成した主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績		83点以上	3	3
			78点以上83点未満	2	
			73点以上78点未満	1	
			73点未満（含実績なし）	0	
			65点未満	欠格	
②企業の信頼性・社会性	法令遵守（コンプライアンス）		事故及び不誠実な行為	あり	-2
		なし	0		
	地域精通度	地理的条件（拠点の有無）	鳥取・島根県内に技術者・資機材等の拠点あり	2	2
			鳥取・島根県内に技術者・資機材等の拠点なし	0	

ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		1
		認定あり	1	
		認定なし	0	
		合 計		

※1「特殊法人等」には国が資本金の1／2以上を出資する法人を含む。

※2「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ①全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ②全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

評価項目、評価基準及び得点配分表（施工体制確認型）

	評価項目	評価基準	評価点数	
			配点	満点
① 企業の 施工 体制	品質確保の実効性	優：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
		良：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	

		可：その他	0	
	施工体制確保の確実性	優：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
		良：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
		可：その他	0	
	合 計		30	

7 担当部局

〒680-8550 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地

国立大学法人鳥取大学 施設環境部企画環境課総務係

電話番号 0857-31-5476

FAX 0857-31-5860

E-mail fa-soumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp

8 施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して開札後速やかにヒアリングを実施する。なお、入札価格が低入札価格調査の最低基準価格（鳥取大学契約事務取扱規程第27条に基づく価格をいう。以下「低入札価格調査基準価格」という。別添1のI1を参照のこと。）以上の者にあつては、電話によるヒアリングをすることがある。

(1) 日 時：令和7年7月21日（月）から令和7年7月25日（金）まで

(2) 場 所：上記7に同じ

(3) 資料の提出：入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては、技術提案書に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記12（3）の開札後、令和7年7月18日（金）17時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は電子メール、持参又は郵送により令和7年7月28日（月）17時までとする。なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。提出を求めることとなる追加資料は、別添1のI2のとおり。

また、低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては下記12（3）の開札後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記12（3）の開札後、追加資料の提出を行わない旨を令和7年7月23日（水）午後17時まで上記7へ書面（様式自由）にて提出（電子メール、持参又は郵送とする。）するものとする。追加資料の提出を行わない旨の書面の提出があつた者については、入札を無効として取り扱うものとする。

(4) その他：入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。下記8（4）①及び②に掲げる事項に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。なお、天災・事故等やむを得ないと認められる事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、その旨を申し出ること。

審査方法の概要は、別添1のI3のとおり。

① 追加資料の提出を行わない場合

(イ) 資料が特定できない（工事名及び宛名等の記載がない）場合

(ロ) 資料に代表者名及び代表者の押印がない場合（代表者には委任状により委任を受けた者を含む。）

- (ハ) 資料の全部又は一部が未提出の場合
- (ニ) 資料の全部又は主要な部分の記載がない場合
- (ホ) 資料が指定された様式で提出されていない場合
- (ヘ) 提出期限までに資料が未提出である場合（資料の一部提出は、提出とは認めない）

② ヒアリングに応じない場合

- (イ) ヒアリング日時に出席しない場合（天災・事故等やむを得ないと認められる事由で、ヒアリング時刻前にその旨申し出た場合を除く。）
- (ロ) 競争参加資格確認結果通知時に資格要件「有」の条件として発注者が指定した場合は当該配置予定技術者、それ以外の場合はヒアリング出席者として入札参加者が登録した配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合（ただし、指定又は登録した複数の配置予定技術者のうち、少なくとも1名がヒアリングに出席した場合は、本無効要件には該当しない。）
- (ハ) 入札参加者に所属していない者がヒアリングに出席した場合

9 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（11）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期限：令和7年6月27日（金）12時00分まで（土、日、祝日を除く）
- ② 提出場所：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）により行うものとする。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①同種工事の施工実績、④配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績（別記様式2）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 企業の工事成績（別記様式3）

工事成績相互利用登録発注機関が発注した令和5年度（過去2年度）以降に完成した電気工事における工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別記様式3に記載すること。併せて、記載した工事の工事成績評定通知書の写しを提出すること。

なお、各年度の平均点が2年連続で65点未満である場合は、入札に参加できない。

③ 工事の品質に関わる重大な問題の発生の有無（別記様式4）

文部科学省、同所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、申請書及び資料の提出期限の日から過去2年以内に完成・引渡しが進んだ工事目的物で、引渡後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例の有無について別記様式4に記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。
- ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

④ 配置予定の技術者（別記様式5）

1) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式5に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすとともに、上記6(3)表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2) 配置予定技術者の工事成績

同種工事の施工経験として挙げた工事が令和3年度以降に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事であれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式5に記載すること。併せて、記載した工事の工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判断できる資料を提出すること。

なお、当該工事成績が65点未満である場合は、入札に参加できない。

3) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

経常建設共同企業体での参加の場合には、各構成員ごとに配置予定の技術者を別記様式5に記載すること。なお、同種工事の経験・工事成績については一者の監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験・工事成績を問わないものとする。

⑤ 契約書等の写し

①、④の同種工事の実績、経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し）及び配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（資格証、免許証の写し）を提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。また、CORINS及び平面図では条件を満たしているか判断できない場合には、当該工事の契約書・特記仕様書・施工証明書等の条件を満たすことを証明できる資料を提出すること。

⑥ 事故及び不誠実な行為（別記様式6）

該当する指名停止又は営業停止がある場合は全て記載し、通知書の写しを全て添付すること。

⑦ 地理的条件（別記様式7）

鳥取県又は島根県に所在する本店、支店又は技術者が常駐している拠点の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑧ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式8）

ワーク・ライフ・バランス等の取得状況について記載し、取得している場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年7月7日（月）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 学長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。

10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和7年7月14日（月）（土、日、祝日を除く） 17時00分まで
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）による。
- (2) 学長は、説明を求められたときは、令和7年7月24日（木）までに説明を求めた者に対し回答する。

11 入札説明書に対する質問

この入札説明書（図面・仕様書及び現場説明書を含む）に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- (1) 文部科学省電子入札システムにより提出を希望する場合は、次によること。
 - ① 提出期間：令和7年6月16日（月）から質問書提出期限の令和7年7月8日（火）まで
 - ② 提出方法：文部科学省電子入札システム（運用時間をポータルサイトにて確認すること）
- (2) 書面により提出を希望する場合は、次によること。
 - ① 提出期間：令和7年6月16日（月）から令和7年7月8日（火）（土、日、祝日を除く）9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の令和7年7月8日（火）は、12時00分まで。）。
 - ② 提出場所：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期間内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）による。
- (3) 質問内容及び回答内容は、令和7年7月11日（金）から入札書受付締切日時まで、文部科学省電子入札システム及び鳥取大学ホームページ（以下 URL 参照）により閲覧に供する。
<https://www.tottori-u.ac.jp/about/procurement/bid/announcement/>

12 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書提出期限：令和7年7月15日（火） 14時00分まで
- (2) 入札書提出場所：上記7に同じ。（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和7年7月16日（水） 10時00分
- (4) 開札場所：〒680-8550 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地
 国立大学法人鳥取大学施設環境部（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

13 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行う者は、上記7に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格

- とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 契約保証金 納付。(有価証券等の提供又は銀行、学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年 法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上(特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上)とする。

15 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。電子入札による場合は、入札金額に対応した工事費内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、学長の承諾を得て紙による入札を行う場合は、工事費内訳書を封筒に入れ、封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、品目、数量、単価、金額等を明らかにするとともに、商号又は名称並びに代表者の氏名及び工事名を記載すること。
- (3) 学長(補助者を含む。)は提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第26第13号に該当する入札として、原則として当該業者の入札を無効とし、2回目以降の入札には参加できないものとする。入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 入札書と同時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記15(1)に違反して行われず、競争加入者心得第26第13号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。
- (6) 提出期限：入札書提出期限に同じ。
電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得て紙による入札を行う場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。)すること。
- (7) 提出場所：入札書提出場所に同じ。

別表

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合

	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

16 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、学長の承諾を得て紙による入札を行う場合には、入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

17 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊仕様書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

18 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、本学が定めた最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

19 低入札価格調査基準価格を下回った場合の措置

低入札価格調査基準価格を下回って行われた場合は入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

なお、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回り、かつ、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

本工事においては「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の要否を判断する。

また、特別重点調査においては、低入札価格調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

特別重点調査の詳細については、別添1のⅡを参照すること。

20 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS（工事实績情報サービス）等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

21 契約書作成の要否等

契約書を作成するものとする。

22 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

23 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

24 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土、日、祝日を除く。）以内に、学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記7に同じ。

② 提出方法：持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）による。

(2) 学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（土、日、祝日を除く。）以内に書面により回答する。

25 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記10(2)又は24(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土、日、祝日を除く。）以内に書面により鳥取大学入札監視委員会委員長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申立については、鳥取大学入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

26 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

27 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。
くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開、提供する。
この数量書に対する質問がある場合においては、「記 11 入札説明書に対する質問」により提出するものとする。
なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出すること。
また、数量書に対する質問書において、数量の差異等に関わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出すること。
- (10) 上記 19 に示した特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、鳥取大学工事請負契約基準第4第3項及び第8項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第35第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。
- (11) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク URL：
<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/helpdesk/helpdesk.html>
- ② IC カードの不具合等発生の問合せ先
取得している IC カードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記 7 に連絡すること。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人鳥取大学
学 長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

令和7年6月16日付けで公告のありました鳥取大学（三浦）工学部H棟改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札説明書における記4（１），（３），（７），（８），（９）及び（１１）に該当し、並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 文部科学省における令和7・8年度建設工事に係る一般競争参加資格認定通知書の写し
2. 同種工事の施工実績を記載した書面 別記様式2
3. 工事成績を記載した書面 別記様式3
4. 工事の品質に関わる重大な問題の発生の有無を記載した書面 別記様式4
5. 配置予定技術者の資格・経験等を記載した書面 別記様式5
6. 法令遵守（コンプライアンス）について記載した書面 別記様式6
7. 地域精通度を記載した書面 別記様式7
8. ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況を記載した書面 別記様式8
9. 施工実績及び配置予定技術者の工事経験の内容が判断できる資料（入札説明書8（３）⑤参照）
10. 配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（入札説明書8（３）⑤参照）
11. 事務担当者連絡先

<以下は該当の場合に添付>

12. 工事成績評定通知書の写し（入札説明書8（３）②・④参照）
13. 指名停止通知書等の写し（入札説明書8（３）⑥参照）
14. 鳥取県・島根県における技術者・資機材等の拠点が確認できる資料（入札説明書8（３）⑦参照）
15. ワーク・ライフ・バランス等の取得状況が確認できる資料（入札説明書8（３）⑧参照）

同種の工事の施工実績

会社名：_____

同種工事の 判断基準		平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、施工面積が1棟1,300㎡以上の教育文化施設、福祉施設又は行政施設における新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。	
工事 名称 等	工 事 名		
	発注機関名		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
	完成年月日	年 月 日	
	受 注 形 態	単 体 / 共同企業体（出資比率 %）	
工 事 概 要	建 物 用 途	（例）教育文化施設（学校）	
	構 造	（例）鉄筋コンクリート造	
	新営／改修	新 営 / 改 修	
	延床面積／ 施工床面積	延床面積（新営） / 施工床面積（改修） : m ²	
	工 事 内 容		
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号： _____ ） ・ 無	

※ 記載する工事の施工実績は1件でよい。

※ 記載した工事の内容が判断できる資料（契約書（CORINS に竣工登録されている場合は、CORINS の記載部分の写し）及び平面図等の写し）を添付すること。

※ 記載事項のうち、CORINS 及び図面等の内容では確認できない事項（施工面積等）については、当該事項の内容が判断できるその他の確認資料（算出根拠等）を提出すること（CORINS 未登録の場合も含む）。

※ 建物用途については、鳥取大学HP「建物用途種別について」を参照のこと。

工 事 成 績

会社名 _____

建築一式工事における成績の平均点

以下の様式に従い、建築一式工事における工事成績の平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	令和5年度	令和6年度	令和7年度
a : 各年度の工事件数	a 1 =	a 2 =	a 3 =
b : 各年度の工事成績の合計点数	b 1 =	b 2 =	b 3 =
x : 各年度の平均点 $x = b / a$	x 1 =	x 2 =	x 3 =
y : 過去2年間以降の平均点 $y = (b 1 + b 2 + b 3) / (a 1 + a 2 + a 3)$	y =		

- ・ 当該期間の実績なし

注1 工事成績相互利用登録発注機関発注工事の当該期間における工事成績の実績がない場合は、該当項目に○を付けて提出すること。

注2 工事成績評定通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

注3 各年度の平均点及び過去2年度以降の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注4 発注機関「工事成績相互利用登録発注機関」については、鳥取大学HP「工事成績相互利用登録機関について」を参照のこと。

工事の品質に関わる重大な問題の発生の有無

会社名 _____

1. 文部科学省、同所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、申請書及び資料の提出期限の日から過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。

発生した時期	具 体 的 な 内 容

2. 文部科学省、同所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、申請書及び資料の提出期限の日から過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例はない。

※ 1、2のいずれかに○をすること。

(1に○をした場合は、発生した時期、具体的な内容を記載すること。)

※ 「重大な問題」とは、以下のア) ～エ) に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

配置予定技術者の資格・経験等

会社名：_____

配置予定技術者の 従事役職・氏名		監理技術者 ○○ ○○
法令による資格・免許		(例) 1級建築施工管理技士(取得年) 監理技術者資格(取得年、登録番号) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)
同種工事の 判断基準		平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、施工面積が1棟1,300㎡以上の教育文化施設、福祉 施設又は行政施設における新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること(共同企業 体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
工事の経 験の概要	工 事 名	
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	完成年月日	年 月 日
	従 事 役 職	(例) 現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	建 物 用 途	(例) 教育文化施設(学校)
	構 造	(例) 鉄筋コンクリート造
	新営/改修	新 営 / 改 修
	延床面積/施工床面積	延床面積(新営) / 施工床面積(改修) : ㎡
	工 事 内 容	
	工 事 成 績 (該当項目を■とする)	☐ 工事成績相互利用登録発注機関発注工事かつ令和3年度以降完成工事である(右に工事成績を記入) : ☐ 工事成績相互利用登録発注機関発注工事かつ平成31年度以降完成工事でない(実績なし)
	CORINSへの登録	有(CORINS登録番号:) ・ 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	(例) 現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する 場合の対応措置	(例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため 本工事に従事可能。

※ 法令による資格・免許については、当該資格等を有することが確認できる資料(資格証、免許証の写し)を添付すること。

※ 配置予定技術者の同種工事の経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。併せて、工事の施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写し(CORINSに竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し)並びに工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等を提出すること。なお、提出する資料が別記様式2(同種工事の施工実績)による資料と同じ場合は、当該資料の提出を省略して差し支えない。

※ 工事成績については、同種工事の施工経験として挙げた工事が、工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事の場合かつ配置予定技術者が主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した令和3年度(過去4年度)以降に完成した工事の場合は、該当項目にチェックを付けて当該工事成績を記載すること。併せて、工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合は、該当項目にチェックを付けること。

※ 申請時における他工事の従事状況等は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

法令遵守（コンプライアンス）

会社名_____

1. 下記に該当する指名停止又は営業停止なし

2. 下記に該当する指名停止又は営業停止あり

措置を行った機関	行われた措置	措置区域	営業停止・指名停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 指名停止	(記載例) 中国地区	(記載例) 令和7年4月1日から 令和7年4月30日（1ヶ月）

※ 1、2のいずれかに○をすること。

(2に○をした場合は、措置を行った機関、営業停止・指名停止措置区域及び期間を記載し、通知書の写しを全て添付すること、)

※ 指名停止又は営業停止ありとは、下の①から④に該当するものとする。

①全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

②全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

③全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

④全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

地 域 精 通 度

会社名 _____

鳥取県・島根県内における技術者・資機材等の拠点	有 / 無
-------------------------	-------

※ 有・無のいずれかに○を付けること。有に○を付けた場合は、このことを証明できる資料（文部科学省に申請した「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」の様式2「営業所一覧表」の写し等）を添付すること。

※ 「技術者・資機材等の拠点」とは、本店、支店又は技術者が常駐している拠点をいう。

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名 _____

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	認定有 / 認定無
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	認定有 / 認定無
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	認定有 / 認定無

※ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、「認定有」・「認定無」のいずれかに○を付けること。「認定有」に○を付けた場合は、このことを証明することができる資料（認定書等の写し）を添付すること。

※ 外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

紙入札方式参加承諾願

令和 年 月 日

国立大学法人鳥取大学
学 長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記工事は電子入札対象案件ではありますが、今回は当社におきましては、下記理由により電子入札による参加が出来ないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

記

1. 工 事 名
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

事務担当者連絡先

工 事 名 : _____

業 者 名 : _____

担当部署 : _____

担当者名 : _____

電話番号 : _____

E-mail : _____

※ 電子入札システム開札時における緊急連絡先が上の連絡先と異なる場合は以下を記入願います。

なお、開札中、発注者より緊急の電話連絡をすることがありますので、担当者は必ず電話に出られるようにしておいてください。

担当部署 : _____

担当者名 : _____

電話番号 : _____

施工体制確認型総合評価落札方式について

I 施工体制確認型総合評価落札方式

1 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料【※各様式略】

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。（別添2の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。なお、添付書類の提出は不要。）

- ・ 下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・ 配置予定技術者名簿（様式5）
- ・ 資材購入予定先一覧（様式8－2）
- ・ 機械リース元一覧（様式9－2）
- ・ 労務者の確保計画（様式10－1）
- ・ 工種別労務者配置計画（様式10－2）
- ・ 建設副産物の搬出地（様式11）
- ・ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- ・ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－1）
- ・ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－2）
- ・ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13－3）
- ・ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14－1）
- ・ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－2）
- ・ 施工体制台帳（様式16）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、技術提案書、本文記10の施工体制確認のためのヒアリング、記2(1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、記2(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、施工計画を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした下記Ⅱ3の表上欄に掲げる各費用項目の金額（「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額）に、同表下欄に掲げる率をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、様式12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1、様式14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1、様式13-2、様式13-3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式4、様式16）
- ② 施行計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式8－2、様式9－2、様式10－1、様式10－2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式5）

Ⅱ 国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第27条の調査について

- 1 低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第27条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、低入札価格調査基準価格は、記I1に記載するとおりである。

- 2 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その

他)

(15) その他必要な事項

- 3 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の要否を判断する。

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成すること。

- 4 2に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、3に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添2の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。また、記I2に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）

- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－4）
- (22) 誓約書（様式15）
- (23) 施工体制台帳（様式16）
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

- 5 必要に応じ、4以外の説明資料の提出を求めることがある。
- 6 特別重点調査の対象者は、4及び5の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。
- 7 4の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、4の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。
- 8 4の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 9 特別重点調査は、最高の評価値をもって入札した者のほか、3の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。
- 10 4及び5の資料を期限までに提出しない場合又は8の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第34の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、請負者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。）別表第二第15号に該当することがある。
- 11 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は12に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 12 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

- 13 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。
- また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積りによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。
- 14 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、国立大学法人鳥取大学工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。
- 15 特別重点調査の結果は、公表することがある。

特別重点調査資料等作成要領

作成要領（各様式共通）

1. 入札者は、学長があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、学長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
4. 学長は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式 1 当該価格で入札した理由

記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によって自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式 2－1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

1. 設計図書に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去 1 年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札

者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、別表に示す租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費などを適切に計上するものとする。

このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。

7. 一般管理費等の費目には、別表に示す法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. VE提案等によるコスト削減を見込んでいる場合は、様式3に削減のための施策と工種毎の削減額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト削減額算定調書②

記載要領

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

様式2-3 一般管理費等の内訳書

記載要領

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。
2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
(例) 購入土○ × △△ = ▲▲▲ (単価○○円/m³)
発生土◇ × ■■ = □□□ (単価○○円/m³)
◆◆m³を削減
2. 記載例の場合、A－B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

様式4 下請予定業者等一覧表

記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については様式8－1、購入予定の資材については様式8－2、使用を予定する手持ち機械については様式9－1、直接リースを受ける予定の機械については様式9－2、確保しようとする労務者については様式10－1に対応した内容とする。

添付書類

1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。

添付資料

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式 6－1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式 6－2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式 7 契約対象工事現場と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付書類

1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

様式 8－1 手持ち資材の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

資料 8－2 資材購入予定先一覧

記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式 9－1 手持ち機械の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 過去 1 年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

様式 9－2 機械リース元一覧

記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去 1 年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式10-1 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっては、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

様式10-2 職種別労務者配置計画

記載要領

1. 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式11 建設副産物の搬出地

記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

1. 本様式は、様式11に記載した建設副産物の搬出、工事現場への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式11に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 1 3 - 2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 1 3 - 3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2 - 2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2 - 2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 1 3 - 2 品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式 1 3 - 3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2 - 2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載

する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式２－２に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式１３－３ 品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

- １．本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
- ２．「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式２－２の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式２－２に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式１４－１ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

- １．本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
- ２．「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式２－２の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2－2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 1 4－2 安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2－2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2－2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 14-3 安全衛生管理体制（仮設置計画）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

添付書類

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。

3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

添付書類

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去 3 月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

様式 1 5 誓約書

記載要領

1. 本様式は、申込みを行った金額が、様式 2－1 の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
2. 記 1 の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。
3. 記 2 の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額に消費税等相当額を加えた金額を記載する。
4. 記 3 の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式 2－1 の積算内訳書に示された施工に要する費用の額（本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額（いわゆるマイナス金額の一般管理費等）を含む。）（税込み）を記載する。
5. 「〇〇〇円」の部分には、記 3 の金額から記 2 の金額を控除して得た金額を記載する。

添付書類

1. 当該年度において、契約対象工事以外の文部科学省所管の発注工事に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。
2. 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。
3. 本様式の記 4 に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

様式 1 7 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

記載要領

1. 本様式は、過去 5 年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。